

経営者(使用者)があっせんに参加せず打ち切りとなった方へ

# あきらめないで！ 「労働委員会」の あっせん制度があります



個別労働関係紛争のあっせん制度は、労働局(国)と労働委員会(県)が行っています。

岩手労働局のあっせんが打ち切りとなった場合でも、岩手県労働委員会のあっせん制度を活用することができます。

## 【労働委員会の特色】

労働委員会の最大の特色は、委員が公益委員(弁護士、大学教授、社会保険労務士など)、労働者委員(労働団体役員など)、使用者委員(会社経営者など)の三者で構成されていることにあります。

問題の解決に当たって、当事者双方の立場を踏まえた中立・公正な対応が可能となっています。また、秘密厳守で、費用も無料です。

## 労働委員会によるあっせんのメリット

あっせんに参加しない経営者に対し、使用者委員があっせん員として直接訪問しての説得なども行っています。

その結果、経営者(使用者)が“あっせん”に参加した例もあります。

## お問合せ先

岩手県労働委員会事務局  
盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階



019-629-6277

ホームページ

岩手県労働委員会



検索

# あっせんの基本的な流れ

申請

労使双方又は労使のいずれか一方から申請が可能です。

事前調査

事務局職員が、労使双方から事情を伺います。

あっせん員指名

会長が、あっせん員を指名します。  
通常、公益・労働者・使用者から各1名、3人であっせんします。

あっせん活動

あっせんは  
非公開

① あっせん員が労使双方に対して事情聴取を個別に行います。



② 労使双方に意向打診や説得などを行い、解決に向けての歩み寄りを促します。



あっせんは、どちらが正しいか勝ち負けを決める場ではありません。  
当事者がお互いに譲り合いの精神を持ち、紛争を解決させようとする姿勢が重要です！

歩み寄りがあった場合

歩み寄りが難しい場合

あっせん案提示

あっせん員からあっせん案を提示します。

あっせん案受諾

解決

あっせん案不応諾

打ち切り

手続は終了

## あっせん員名簿

公益委員	労働者委員	使用者委員
本田 純	鈴木 圭	平野 佳則
太田 秀栄	山岸 伸行	松川 顕
石堂 淳	紺野 千鶴子	柴田 千春
山崎 哲雄	佐藤 茂生	石川 義晃
渡部 あさみ	佐々木 正	藤田 芳男

※あっせん員は労働委員会で選定させていただきます。